

ほとんどのみなさんが自転車で登校しています。校門に立っていると、みなさんきちんとヘルメットをかぶって登校し、元気よくあいさつをしてくれます。ところで、自転車は道路交通法という法律で、車の仲間となっています。最近では自転車を運転していた人が加害者となるケースも増えています。平成25年7月には、坂道を下ってきた小学校5年生の自転車が歩行中の女性と衝突。女性が意識不明となり、少年の母親に対して9,500万円の賠償が命じられたという判決もあります。

ときどき地域の方から自転車の運転について「危ないので気をつけるように」という連絡をいただくことがあります。右は和歌山県警察が出しているチラシの一部です。この自転車安全利用五則以外にも、自転車の並進なども危険であり、他の通行者への迷惑となります。交通事故で被害者になったり加害者になったりしないように、交通ルールとマナーを必ず守って、安全第一で登下校しましょう。

交通ルールを守って安全利用!



自転車安全利用 五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**

自転車は軽車両であるため、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則で、道路の左側に寄って通行しなければなりません。歩道を通行できる場合は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。


- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**


- 3 夜間はライトを点灯**

夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。


- 4 飲酒運転は禁止**

【罰則】
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金


- 5 ヘルメットを着用**

自転車に乗る時は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。



<保護者のみなさまへ>

子どもの自動車での送迎についてですが、新校舎北側の道路(望月線)は、通行量が多いため、道路上での駐停車はもちろんですが、登下校時の時間帯における北側校門からの乗り入れはご遠慮願います。新校舎の東側(校舎と市民会館の間)に入口がありますので、入口付近に送迎し、乗降に利用いただくことは可能です。その際にも、子どもたちや市役所に通勤される方の自動車などの通行もございますので、最徐行するなど十分にご注意ください。なお、ご利用される時は、矢印の方向での通行をお勧めします。

